第八章　支部

第二十五条　本協会ハ同一地方ニ於テ二十名以上アル場合ハ支部ヲ組織スルコトヲ得

第二十六条　支部ハ職業別ニ之ヲ整理シ同一職業ニ於テ五十名以上ノ支部員アル場合ハ支部職業別ヲ組織スルコトヲ得

第二十七条　支部規則ハ支部職員規約ニ依リ理事会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第九章　附則

第二十八条　本規約ニ定ムル施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十九条　本職員規約ハ総会ニ於テ出席会員三分ノ二以上ノ同意者アルニアラサレハ改正スルコトヲ得ス